

山口県報

平成30年
3月13日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 二
 - 遊漁規則の変更認可 (水産振興課) 二
 - 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課) 三
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 四
 - 都市公園の区域の変更 (都市計画課) 四
 - 道路の位置の指定 (建築指導課) 四
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 四
 - 平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 五
- 公安委規則
 - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則 六
- 公安委告示
 - 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 (二件) 七



山口県告示第七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年三月十三日から同年四月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ジャパンファインスチール株式会社
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第六十六号の電気めつき施設
- 四 変更しようとする事項の内容
排水水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目	
						変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	七・二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	八・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	五・九
〃	七	〃	七・四	〃	〃	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	〃	三・六	〃	〃	〃	常	七・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	〃
〃	二	六・二	〃	〃	〃	大	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	九	〃	〃	〃	〃	常	七・九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	検出せず
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	銅
〃	六	〃	〃	〃	〃	常	一
〃	〃	五・四	〃	〃	〃	最	八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃
〃	一五	八・一	〃	〃	〃	通	〇・一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	〇・四
〃	〃	〇・七	〃	〃	〃	最	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃
〃	一・五	一・三	〃	〃	〃	通	一・五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	七九〇・〇五
〃	一九	七六	二〇・九五	一八・九五	〃	最	九五九・〇五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	通	排出水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	常	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	最	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	〃

山口県告示第七十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五五の一五の一部及び四五五五の三〇の一部
- 二 特定有害物質の種類

山口県告示第七十九号

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シスー・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八條第四項第九号から第十一号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八條第四項第十一号に該当する。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九條第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 漁業者の名称及び住所
佐波川漁業協同組合 防府市大字下右田九五六の一
- 二 漁業権の免許番号
内共第七号
- 三 変更の内容
遊漁料の額

変	魚種	漁具、漁法	変		遊	漁	料	前
			期間	金額				
変	あゆ、なぎ、ふな はこ	たも網	一年	一日	無料			
			一年	一日				
更	あゆ、なぎ、ふな はこ	たも網	一年	一日	無料			
			一年	一日				
後	あゆ、なぎ、ふな はこ	たも網	一年	一日	無料			
			一年	一日				

備考 十八歳以下の者は、無料とする。

山口県告示第八十号

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成三十年三月十四日

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 対象船舶
瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
- 二 申請期間
平成三十年三月二十日から同年四月三日まで

山口県告示第八十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

下関市西部 加入区 下関市安岡本町一丁目七番一―号 松谷 繁巳
横野町三丁目六番九号 松谷 一喜

山口県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
下関市西部 加入区 平成三十年三月十三日から同月二十七日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第八十二号

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成三十年三月三十一日から施行する。
その関係図書は、平成三十年三月十三日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市公園の名称
山口県立亀山公園
- 二 都市公園の位置
山口市
- 三 変更に係る区域

山口市春日町及び亀山町の各一部

山口県告示第八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
玖珂郡和木町和木一丁目二三の六	四・一 四・二	四二・九	平成三〇、二七



(三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年十月二十日山口県公告(二七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年三月十三日から同年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ドラッグコスモス戎町店
所在地 防府市戎町一丁目一三三五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年十月二十日山口県公告(二八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年三月十三日から同年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスワイショッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一) 平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせます。

平成三十年三月十三日

山口県知事 村岡 政

一 試験の日時

区分		科目		日	時
木造建築士試験	製設 図計	学 科	製設 図計	学 科	科目
	平成三十年七月二十二日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで			
	平成三十年九月九日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで			
	平成三十年七月二十二日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで			
	平成三十年十月十四日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで			

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

四 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年四月十九日(木曜日)から同月二十三日(月曜日)までの午前十時から午後五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号

山口県建築士会館会議室

(三) 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十九年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当する者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年四月二日(月曜日)から同月十六日(月曜日)まで(平成三十年四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込み

に必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成三十年四月九日(月曜日) 午前十時から同月十六日(月曜日) 午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成三十年八月二十一日(火曜日) 頃

2 木造建築士試験

平成三十年九月四日(火曜日) 頃

(二) 最終合格者

平成三十年十二月六日(木曜日) 頃

九 その他

(一) 受験要領、受験申込書等の配布は、平成三十年四月二日(月曜日) から同年四月二十三日(月曜日) まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。) 次の場所に行う。ただし、一般社団法人山口県建築士会においては、同月二十一日(土曜日) 及び同月二十二日(日曜日) についても配布を行う。

配布場所	所在地
一般社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
山口県建築士会岩国支部	山口県建築士会館 岩国市元町三丁目二番一号
山口県建築士会防府支部	株式会社菊重設計事務所内 防府市大字新田二〇三三の一
下関市都市整備部建築指導課	株式会社防府建設事務センター内 下関市南都町一番一号
宇部市都市整備部建築指導課	宇部市常盤町一丁目七番一号
萩市土木建築部建築課	萩市大字江向五一〇
下松市建設部住宅建築課	下松市大手町三丁目三番三号
光市建設部建築住宅課	光市中央六丁目一番一号
長門市建設部都市建設課	長門市東深川一三三九の二
柳井市建設部都市計画・建築課	柳井市南町一丁目一〇番二号

周南市都市整備部建築指導課
山陽小野田市建設部建築住宅課

周南市銀座二丁目一三
山陽小野田市日の出一丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成三十年六月六日(水曜日) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaieic.or.jp/>)において公開する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「二課」の下に「及び一隊」を加え、「地域運用課」を「地域運用課」に改め、同条第七項中「及び広域自動車警ら隊」を削る。

第四条第二項人身安全対策課に関する部分中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)の施行に関する事。

第四条第三項中「属する課」の下に「及び隊」を加え、同項地域企画課に関する部分第三号中「地域運用課」の下に「及び自動車警ら隊」を加え、同部分第九号中「課」の下に「及び隊」を加え、同項地域運用課に関する部分を次のように改める。

地域運用課

- 一 通信指令に関する事。
- 二 鉄道警察に関する事。

三 警察用航空機の運用に関する事
四 警察無線通信の運用に関する事
第四条第三項に次のように加える。
自動車警ら隊

一 自動車警ら活動に関する事。
二 事件又は事故の発生時の初動警察活動に関する事。
附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十三日
山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項所管区の欄中「大内中央二丁目」の下に、「大内御堀一丁目、大内御堀二丁目、大内御堀三丁目、大内御堀四丁目、大内御堀五丁目、大内御堀六丁目」を加え、同表山口県宇部警察署の部新川交番の項所管区の欄中「西小串二丁目」の下に、「西小串三丁目、西小串四丁目、西小串五丁目、西小串六丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十三日
山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部中央交番の項を削り、同部徳山駅前交番の項所管区の欄中「河東町」の下に、「辻町、鐘楼町、岐南町」を、「舞車町」の下に、「二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目

目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目」を、「代々木通二丁目」の下に、「花島町」を、「那智町」の下に、「御影町」を、「晴海町」の下に、「新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目」を、「相生町二丁目」の下に、「相生町三丁目」を、「初音町二丁目」の下に、「初音町三丁目」を、「沖見町二丁目」の下に、「沖見町三丁目」を、「権現町」の下に、「西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、浦山一丁目、浦山二丁目、南浦山町、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、原宿町、今住町、住吉町、岡田町、御山町、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、大字徳山（周南団地交番の所管区を除く。）」を加え、同部山口警察官駐在所の項を削り、同表山口県萩警察署の部新川交番の項所管区の欄中「（越ヶ浜警察官駐在所の所管区を除く。）」を削り、同部越ヶ浜警察官駐在所の項を削る。

平成三十年三月十三日印刷
平成三十年三月十三日發行

發行人所

山口県知事